

ワンステップフォワード 有料会員規約

本会員規約は、株式会社ワンステップフォワード(以下、「弊社」という)の有料会員を対象とする規約となります。会員にとって大切なことが書かれていますので必ずお読みください。また、本会員申込に当たっては、本規約の下記条項に同意したものとし、本規約を十分に理解した上で、自らの責任と判断において利用するものとします。

第1条(定義)

有料会員の会員規約(以下、「本規約」という)における用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「当サービス」とは、会員に対して弊社が提供する各種情報やコンテンツなどの全てをいう。
- (2) 「会員」とは、弊社が定める基準や所定の手続きに従い、当サービスの全て又は一部を有償で利用する資格をもつ個人又は法人をいう。

第2条(本規約の範囲及び変更)

1. 本規約は当サービスの全て又は一部を利用できる全ての会員に適用される。
2. 弊社は、弊社が必要と判断する場合、会員の承諾を得て、本規約の内容を変更又は追加できる。ただし、次の各号の一に該当する場合、会員の承諾があったものとみなすことができる。
 - (1) 当該変更又は追加が、会員の一般利益に適合するとき。
 - (2) 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 弊社は、前項の変更又は追加を行うときは、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期2週間前までに、その旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期をインターネットその他の適切な方法により周知する。
4. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が当サービスを利用した場合、当該有料会員は本規約の変更同意したものとみなす。

第3条(会員の登録)

1. 当サービスの利用を希望する者は、本規約並びに弊社がホームページ上で公開する各種規程の内容を承諾した上で、弊社所定の手続きに従い当サービスの利用を申し込むものとし、その後、弊社内で審査を経て、弊社が承諾し、当該手続きが完了した時点で会員となることとする(これにより成立する契約を以下、「本契約」という)。弊社の審査で会員に適さないと判断した場合には弊社は申込みを承諾しないことがあり、審査の内容は公表又は開示はしないものとする。
2. 当サービスは、原則として未成年の会員登録はできないものとする。又、同業者及び弊社が同業と判断した者の会員登録もできない。

第4条(提供する情報やコンテンツ)

1. 当サービスは、弊社が業として行うファイナンシャル・プランニングに関する相談を電話、電磁的方法(電子メール等)、面談(ZOOM等を活用したリモート面談を含む)の方法で適宜行うことを含む。
2. 前項に定めるファイナンシャル・プランニングの範囲はNPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会定める6分野(金融資産設計、不動産運用設計、ライフプランニング・リタイアメントプランニング、リスクと保険、タックスプランニング、相続・事業承継設計)とする。但し、金融資産設計においては金融商品取引業(昭和23年法律第25号)上の投資助言・代理業に該当するアドバイスは含まない。
3. 当サービスに含まれるコンテンツは前項に掲げる6分野に関する知識(基礎知識、基礎用語)や取引及びリテラシーとして必要と弊社が考える知識に関する電子テキスト教材、動画、セミナー等で弊社ホームページ並びに学習用プラットフォーム上で公開されたものをいう。

第5条(ファイナンシャル・プランナーとしての助言)

弊社は前条に定める相談において必要に応じ会員に対しファイナンシャル・プランナーの立場からアドバイス及び助言を行う。

第6条(登録費用及び月会費)

当サービスに係る費用は会員登録費と月会費の2種類とする。それぞれの費用の詳細は下記のとおり。

1. 会員登録費は、当サービスを利用するに際し、個別IDやパスワードなど登録のために係る費用で、会員登録時のみ必要となる。そのため、月会費の前払いや保証金的な性質ではないため解約時に返金されない。会員登録費用の額は16,500円(消費税込)とする。会員は、弊社に対し、弊社の指定する方法で会員登録時に会員登録費を支払うものとし、支払方法は弊社が指定する方法(銀行振込又はクレジットカード決済)とする。銀行振込の場合、振込に係る手数料は会員の負担とする。
2. 月会費は、当サービスを継続的に利用するための費用で、月会費の額は3,960円(消費税込)とする。会員は、弊社に対し、毎月月末までに、弊社の指定する方法で当月分の月会費を支払うものとし、支払方法は原則、クレジットカード決済とするが、一定期間分を前払いとして支払うなど弊社が認めた場合は銀行振込等の方法による支払いも可とする。

第7条(相談及び費用)

1. 会員からの相談は電話、電磁的方法(電子メール、公式LINE)による場合は原則無料とする。面談の場合(ZOOM等を利用したリモート面談を除く)、面談先までの移動交通費及び宿泊費を別途請求する場合がある。
2. 会員といえども相談の内容によっては本規約第6条第2項に記載する月会費と別に費用(相談料)が発生することがある。その場合の費用の額は非会員の相談料(弊社ホームページ上で公開)の50%の額を基準とする。
3. 個別の相談に際し、弁護士や税理士等の外部専門家の協力が必要となる場合、外部専門家の独占業務(弁護士法上の法律業務、税理士業法上の税理士業等)については当サービスの範囲外とし、会員が希望する場合、弊社は、無償で外部専門家を紹介することができる。その場合、会員は、直接当該外部専門家との間で相談に係る期間や費用について協議する。

第8条(秘密保持義務)

1. 会員は当サービスから得た内容及び情報を正当な理由がない限り無断で第三者に漏洩してはならない。
2. 本規約に違反した結果、弊社及び第三者に何らかの損害を与えた場合、弊社はその損害の全部もしくは一部を当該会員に請求することができる。

第9条(行為の帰属及び責任)

1. 会員が、当サービスにより行った相談やアドバイス及びコンテンツ等に基づく行動は、会員の意思に基づき、会員によって行われるもので、会員を拘束するものではない。又、実際の行動によりもたらされた結果は全て会員に帰属する。
2. 当サービスの内容や情報については、その正確性や信頼性の確保に最大限の努力を払うが、これらの内容を保証するものではない。これらに基づく会員の判断は会員自身で行い、この判断によってもたらされる結果は全て会員本人に帰属する。
3. 会員の行動によって生じた損害の全部もしくは一部の負担、会員に対する特別な利益の提供は行わないものとする。

第10条(電子交付)

会員に対し本規約を含む各種書類(本契約に特定商取引に関する法律(昭和51年法律第27号、以下、「特商法」という)が適用される場合における同法に基づく書面を除く)を交付する場合の方法は、原則、以下の定めるところにより電子交付の方法で行うものとする。また、当サービスに登録手続きを行った時点で、会員は電磁式方法による書面の交付に同意したものとみなす。

(1) 弊社が使用する電子交付の方法

原則として電子メール送信(弊社が、電子メールを利用して、会員の使用する電子計算機(パソコン、携帯電話、スマートフォン等)に電子交付の対象となる書面の記載事項を配信し、会員が自己の電子計算機(パソコン、携帯電話、スマートフォン等)に備えられたファイルに該当記載事項を記録する方法)の方法による。

(2) ファイルへの記録の方式

弊社は、PDFファイルにて電子交付を行う。当該ファイルを開覧するためにはAdobe Acrobat Reader9.0以上のPDFファイル閲覧用ソフトを必要とする。

第11条(期間及び更新)

1. 本契約の契約期間は第3条に基づく会員登録完了時から6か月間とし、会員又は弊社の双方のいずれからも特段の意思表示がない場合には同条件で自動的に更に1か月間継続されるものとし、以後も同様とする。契約期間中の解約はできないものとする。
2. 本契約が特商法上の訪問販売又は電話勧誘販売で締結された場合に限り、会員は、別途交付を受け法定書面の記載に従って本契約をクーリングオフ(解除)することができる。
3. 会員が契約期間満了時の契約終了を希望する場合、契約終了時の1か月前までに通知しなければなら

らない。契約終了の通知は弊社会員サイト内の契約終了フォームを通じて行うものとする。契約終了通知時に、弊社が別途相談料等の名目で前受金として預かっている費用がある場合、契約終了時まで発生した月会費及び必要経費を前受金から減じ、残金がある場合は返金しなければならない。その際に係る振込手数料は弊社の負担とする。

第12条(強制解約)

次の各号のいずれか該当した場合、弊社は、何らかの催告をすることなく会員の会員資格を即時取り消し、本契約を強制解約することができる。その場合、会員が弊社又は第三者に何らかの損害を与えときは、弊社は当該会員対したその損害の全てもしくはその一部の賠償を請求することができる。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 当サービス申込時に申告した内容に虚偽があった場合
- (3) 不正の目的をもって当サービスを利用し又は当サービスに関連して取得した情報等を第三者に漏洩したことが発覚した場合
- (4) SNS等を通じて当サービス及び弊社に関する誹謗中傷を行った事実が見られた場合
- (5) 月会費の支払いが2か月以上滞り、その後も入金のお意思が見られない場合
- (6) 公序良俗に反すると弊社が判断した場合。弊社における公序良俗の定義は、「他の会員や第三者の気分を害し、弊社の信用を著しく乱す行為」とする。
- (7) 如何なる手段を問わず、弊社の営業を妨害もしくはその可能性があるとして弊社が判断した場合
- (8) 上記のほか、弊社が当該会員に不適切と判断した場合

第13条(個人情報の管理)

1. 会員は、ID及びパスワードを他人に知られないよう管理する一切の責任を有する。故意過失を問わず、他人が自己のID及びパスワードの利用については当該会員が全面的な責任を負うものとする。
2. ID及びパスワードが他人に使用されたことによって当該会員が被る損害が生じた場合、故意過失を問わず弊社は一切の責任を負わない。

第14条(知的財産権)

弊社及び当サービスに関連するすべての画像、文書、コンテンツ等の著作権その他の知的財産権は弊社に帰属する。

第15条(当サービスの停止・変更)

次の各号のいずれかに該当する場合、弊社は会員に予告なく当サービスを停止もしくは変更することができる。弊社が当サービスの停止もしくは変更を行なったことにより会員に損害が発生した場合、弊社はその責任の一切を負わない。

- (1) 天災、火災、停電等の予測不能な事態により当サービスの提供が物理的に困難となった場合
- (2) システム点検等、弊社内外を問わず緊急性を要する場合
- (3) 当サービスの内容やシステムに変更があった場合
- (4) 法律の変更など合理的な理由で当サービスの内容に著しい支障が発生した場合
- (5) その他、当サービスの提供が困難と弊社が判断した場合

第16条(免責事項)

1. 当サービスに関する情報(各種データ、株価等)は、弊社が信頼する情報提供元より収集しているが、弊社は、当該情報の内容の不正確性に関しては何ら保証せず、会員がこれに起因して損害を負ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとする。
2. 当サービスは、情報の精度、システムに関して万全を期すが、万一、当サービスが中止・中断された場合、当サービスの提供時期が遅延した場合、当サービスの内容に誤りがあった場合についても、理由の如何にかかわらず、弊社は一切の責任を負わない。
3. 会員が加入されているプロバイダや通信回線の状況によって、当サービスにアクセスできない場合もしくはアクセスしにくい場合、弊社は一切の責任を負わない。
4. 当サービスはブラウザの文字などの諸設定が適切になされているものを対象としており、この条件に当てはまらない会員に対する当サービスの動作結果やそれらがもたらす諸影響に関して弊社は一切の責任を負わない。
5. 弊社が提供する情報は強制するものではなく、会員のその情報に基づく行動は自己責任であり、その結果生じた利益及び損害について弊社は一切関知せず、その責任は全て会員個人が負うこととする。
6. 本規約を確認しなかったことにより会員に不利益が生じても弊社はその一切の責任を負わない。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 弊社及び会員は、相手方に対し、自己が下記に掲げる各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、防鹿団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動党標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、又は、振り込め詐欺などの特殊詐欺集団、もしくはこれらに準ずる者(以下、「暴力団員等」という)。
 - (2) 暴力団員等が経営支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に資金を提供、又は、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 弊社及び会員は、自ら又は第三者を利用して次に各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当な請求行為
 - (3) アドバイスに関して、脅迫的及び暴力的な言動
 - (4) 弊社の信用を毀損し、又は、弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 弊社及び会員は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らかの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき

- (2) 第1号各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の規定により、本契約が解除された場合、解除された契約当事者は、解除した契約当事者に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。又、解除された契約当事者は解除による損害について、解除した契約当事者に何らの請求をすることができない。

第18条(存続条項)

1. 本契約が終了した場合であっても、本契約に基づく費用等の債権債務が存続する限りにおいて本規約の各条項が引き続き適用されるものとする。
2. 本契約の終了にかかわらず、第8条(秘密保持義務)、第9条(行為の帰属及び責任)、第11条(期間及び解約)第3項、第12条(強制解約)、第13条(個人情報の管理)第2項、第14条(知的財産権)乃至第16条(免責事項)、第17条(反社会的勢力の排除)第4項、本条、第20条(準拠法)及び第21条(合意管轄裁判所)の各条項は引き続き存続する。

第19条(本規約外事項の協議)

本規約に定めのない事項は、当事者双方が協議の上、定めることとする。

第20条(準拠法)

本契約に関しては、日本法が適用されるものとする。

第21条(合意管轄裁判所)

本契約に係る一切の紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規程の制定日 令和7年5月1日

本規約の最終更新日 令和7年6月25日